

第1編 総 論

第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定めます。

1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

(1) 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、基本指針及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、県民（県の区域に住所を有する者、他県から県の区域に通学・通勤する者及び武力攻撃事態等において県の区域に滞在する者をいう。以下同じ。）の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

(2) 県国民保護計画の位置づけ

県は、国民保護法第34条の規定に基づき、県国民保護計画を作成します。

(3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第34条第2項各号に掲げる事項について定めることとします。

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成します。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

県国民保護計画は、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行います。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めます。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表するものとします。

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとします。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定めます。

(1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、県民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

(2) 県民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の県民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努めます。

(3) 県民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、県民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定（地方）公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努めます。

(5) 県民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、県民に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、県民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとします。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア団体等への支援に努めます。

(6) 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮します。

また、県は、指定（地方）公共機関の国民保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意します。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児など、特に配慮を要する者の保護について留意します。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

【国際人道法】

武力紛争（戦争）において、負傷したり病気になった兵士、捕虜、そして武器を持たない一般市民の人道的な取扱いを定めた国際法ですが、「国際人道法」という名称の法律は存在せず、「1949年のジュネーブ条約」と「1977年の追加議定書」を中心とした、様々な条約と慣習法の総称です。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとします。

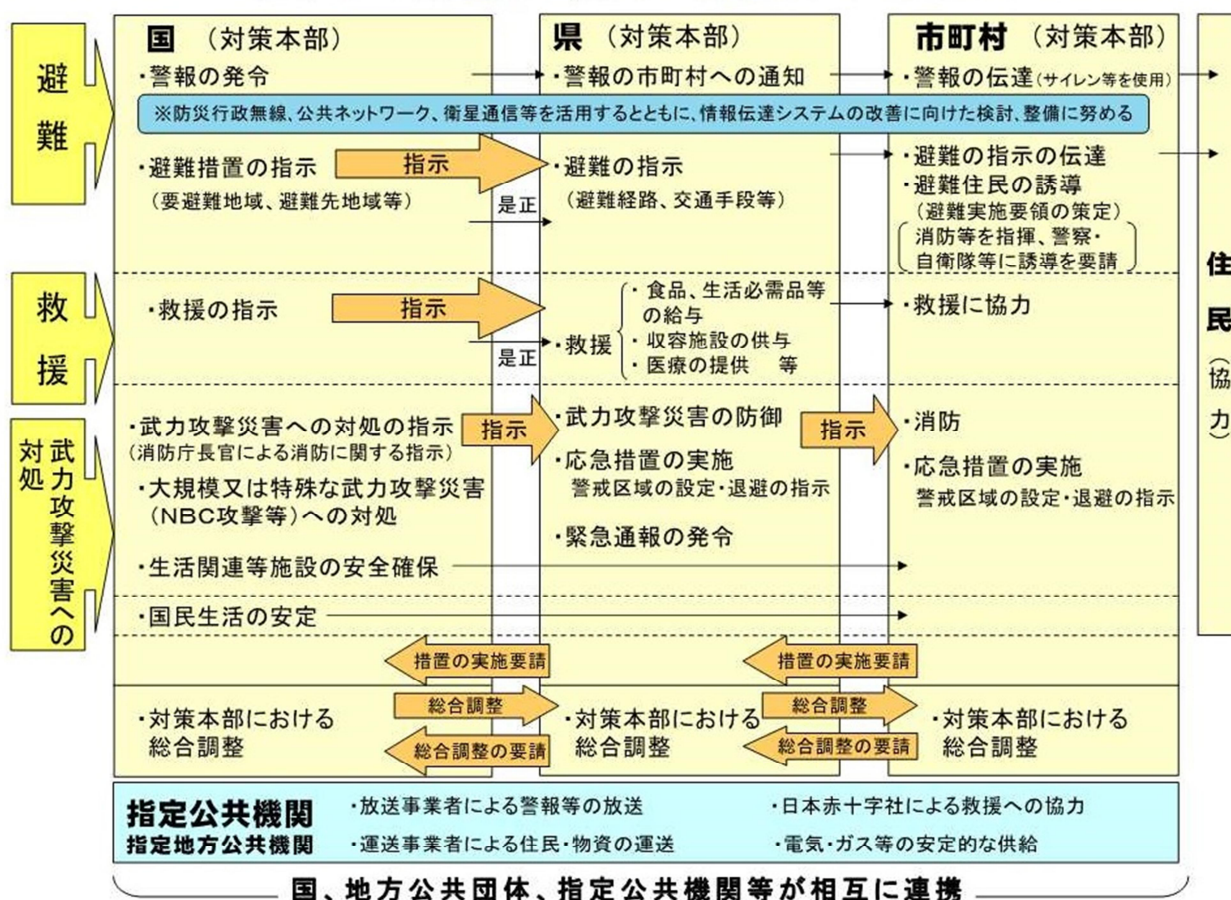
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮します。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱等について定めます。

※ 国、県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりです。

国民の保護に関する措置の仕組み



国民保護措置について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定（地方）公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理します。

※ 現時点で、武力攻撃事態等において想定される事務又は業務の大綱を記載したものです。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町 村	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
四国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
四国財務局高知財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関高知税関支署	1 輸入物資の通関手続
四国厚生支局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
高知労働局	1 被災者の雇用対策
中国四国農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
四国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
四国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部 四国支部	1 電気・ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 3 危険物等の保全
四国地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
四国運輸局高知運輸支局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局高知空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
高知地方气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示

	5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
--	--

【指定（地方）公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵便（株）	1 郵便の確保
日本医師会 病院その他の医療機関	1 医療の確保
西日本高速道路（株）	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

【放送事業者】 日本放送協会、（株）高知放送、（株）テレビ高知、高知さんさんテレビ（株）、（株）エフエム高知

【運送事業者】 四国旅客鉄道（株）、日本航空（株）、全日本空輸（株）、（株）宿毛フェリー、（一社）高知県バス協会、土佐くろしお鉄道（株）、とさでん交通（株）、（一社）高知県トラック協会

【電気通信事業者】 西日本電信電話（株）、KDD I（株）、ソフトバンク（株）、（株）NTTドコモ

【電気事業者】 四国電力（株）

【ガス事業者】 四国ガス（株）高知支店、（一社）高知県LPGガス協会

【日本医師会 病院その他の医療機関】 （一社）高知県医師会

※_____ は指定地方公共機関

■関係機関の連絡先（資料編参照）

第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定めます。

1 地理的条件

■県の地図（資料編参照）

1 位置

本県は、北緯33° 33' 24"、東経133° 32' 04"を中心に位置し、北は四国山地によって愛媛県、徳島県に接し、南は太平洋に面して、細長い扇状の形をしています。

2 面積

本県の面積は、7, 105平方キロで国土面積の1.9%、四国面積の38%の大きさです。

3 地勢

(1) 山地

- ・本県の全面積の84%が山地（森林）です。
- ・北は石鎚山系及び剣山系の標高1,800m前後の山々があり、南も山地が海岸線まで迫っています。

(2) 河川

- ・本県の河川は、山間部では山地に挟まれた急峻な河道が蛇行し、下流部に軟弱な地盤が分布しています。

(3) 平野

- ・仁淀川と物部川の間を高知平野、四万十川の下流に中村平野があります。
- ・県庁所在地の高知市には、鏡川下流部にデルタ平野が広がっており、地盤は軟弱で海拔0m以下の地域もあります。
- ・西部の四万十川河口部においても軟弱な地盤があります。

(4) 海岸

- ・海岸線は室戸岬の西側に代表されるように、地震時に隆起した岩石海岸が多く、波蝕台地が長く連なっています。
- ・高知平野の海岸線は平滑な砂礫浜が特徴的です。
- ・高知平野以西の宇佐から須崎までの海岸は地震時に沈降してできたりアス式海岸が特徴的です。
- ・室戸半島や足摺岬には数段の海岸段丘が見られ、周期的な隆起を繰り返してきたことが分かります。
- ・海岸線は713.2kmを有します。

(5) 道路の位置等

本県の道路は、高知市を中心に北東へ延び香川県へ至る国道32号、東南に太平洋沿岸を通り室戸岬を經由し徳島県へ至る国道55号、同じく太平洋沿岸を西南に延び愛媛県に至る国道56号、北西へは愛媛県へ至る国道33号がそれぞれ幹線道路として走っています。

また、国道32号を並行する形で高知自動車道が走り、川之江JCTを經由して徳島・松山・高松自動車道に繋がっています。

その他、主な道路として、徳島県へ至る国道195号、愛媛県へ至る国道194号、国道197号があります。

(6) 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、四国山脈を南北に通る四万十町を終点とするJR土讃線、四万十町から愛媛県を結ぶJR予土線、さらにはJR土讃線に接続し県東部及び西部に延びる土佐くろしお鉄道が走っています。また、阿佐海岸鉄道により、東洋町と徳島県海陽町とが結ばれています。

空港は、南国市に高知龍馬空港があり、2500mの滑走路を有し、東京（羽田）、大阪（伊丹）、名古屋（小牧）、福岡の4都市へ運航しています。

港湾数は19で、そのうち重要港湾は、高知港、須崎港、宿毛湾港の3つです。

港湾管理者が管理する岸壁のうち、最大のものは、高知港第7ふ頭3号岸壁で、水深12m、延長280m、3万tクラスの貨物船の係留が可能です。

また、バスは、乗合路線をとさでん交通（株）など主に10事業者が運行しているほか、関西方面をはじめ、四国内県庁所在地など11の都市間で高速バスが運行しています。

(7) 自衛隊施設

自衛隊施設は、陸上自衛隊第50普通科連隊が香南市に、航空自衛隊土佐清水通信隊が土佐清水市に、自衛隊高知地方協力本部が高知市に所在しています。

2 社会的条件

1 地域構造

本県の地域構造は、人口、産業とも高知市周辺への一極集中型になっています。

2 人口及び構成（R2国勢調査）

- ・人口は、69.1万人で、減少傾向をたどっています。
- ・全国総人口の0.55%を占め、47都道府県中第45位です。
- ・人口の分布は約47%が高知市に集中しており、山間部の過疎化は依然として進行しています。
- ・高齢者（65歳以上）の人口に占める比率は全体で35.5%で、郡部に限ると44.9%に達し、高齢化が進んでいます。

3 気象の概況

- ・北に東西に走る四国山地と、南の黒潮が流れる太平洋の影響を受けます。
- ・冬期は、大陸からの季節風に対し四国山地の風下に位置しており、晴天日数が多いです。天気が崩れても低気圧が通過して北西風に変わると天候の回復が極めて早く、乾燥した日が続くことが多いです。
- ・年間降水量は、太平洋に面しているため湿った海洋性の気流が流れ込みやすく、非常に多いです。県内のほとんどの地域で2,000mm以上で、安芸郡魚梁瀬、嶺北、高南台地及び幡多郡北西部など、本県の三分の一を占める地域では3,000mm以上の年間降水量があります。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とします。

1 武力攻撃事態

① 着上陸侵攻

【特徴】

- ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想されます。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定されます。
- ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられます。
- ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している高知龍馬空港は目標になりやすいと考えられます。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられます。
- ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定されます。

【留意点】

- ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となります。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となります。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃**【特徴】**

- ・県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなりますが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられます。そのため、人口が集中している地域に所在する施設、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要です。
- ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられます。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害が拡大する恐れがあります。また、汚い爆弾（爆弾と放射性物質を組み合わせたもの。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合があります。

【留意点】

- ・ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行います。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要です。

③ 弾道ミサイル攻撃

【特徴】

- ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC（核兵器、生物兵器、化学兵器）弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なります。
- ・通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられます。

【留意点】

- ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となります。

④ 航空攻撃

【特徴】

- ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易ですが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難です。
- ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なりますが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定されます。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得ます。
- ・なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられます。
- ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられます。

【留意点】

- ・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要があります。その安全

を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃の恐れがある場合は、被害が拡大する恐れがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要があります。

2 NBC攻撃

① 核兵器等

- ・核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生じます。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらします。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分されます。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらしますが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させます。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となります。
- ・放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定されます。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生する恐れがあります。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要があります。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要です。
- ・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ですが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となります。
- ・核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）

の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があります。

② 生物兵器

- ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性があります。
- ・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。
- ・したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要です。

③ 化学兵器

- ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がります。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なります。
- ・このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要です。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要です。

3 緊急対応事態

(1) 攻撃対象施設等による分類

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

【事態例及び被害の概要】

ア 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じます。

イ 危険物積載船への攻撃

危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じます。

ウ ダムの破壊

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなります。

②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

【事態例】

ア 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破

イ 列車等の爆破

【被害の概要】

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなります。

(2) 攻撃手段による分類

①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

【事態例及び被害の概要】

ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

- ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等です。
- ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。
- ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様です。

イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

- ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様です。
- ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似しています。

ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

- ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様です。

エ 水源地に対する毒素等の混入

②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

【事態例】

- ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- イ 弾道ミサイル等の飛来

【被害の概要】

- ・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わります。
- ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想されます。
- ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じます。